置と点検や清掃、検査といった維持管理をしてくれるんだ。そうなれば、設置の手続きが簡単になるし、自分で維持管理もしなくていいんだよ。

そうなんだ。でも、そのためのお金は誰が払うの？

合併処理浄化槽の本体設置工事自体は市が行うので、設置する人は工事にかかる費用の一部を負担金として市に払えばいいんだ。維持管理の費用も同じように使用料として市に払うんだよ。

使用料はいくら位なの？

下水道料金と同じで、その月に使った水道の量によって決まるんだ。もし、井戸水を使っている場合は、市が認めた水量によって使用料が決まるんだよ。

どの地域の人でも申請できるの？

下水道や農業集落排水処理施設の対象地域となっていない地域で進めていくので、その地域の人が申請できるんだ。

あと、家の中の工事はどうなるの？

水洗トイレに改造する工事や、トイレ、台所、お風呂などを浄化槽につなぐ配管工事が必要になるんだけど、これらの工事は下水道につなぐ場合と同じで個人負担になるんだ。くみ取り便槽や単独処理浄化槽から合併処理浄化槽に変える場合には、費用の一部を助成してもらったり、金融機関からの融資あっせんを受けられるんだよ。

すでに合併処理浄化槽にしているところはどうなるの？

今ある浄化槽がきちんと管理されていれば、申請することでこれから市が維持管理をしてくれるんだ。そして維持管理の費用は新しく合併処理浄化槽を設置したときと同じように、使用料として市に払うことになるんだよ。

新しく始まる市営浄化槽事業で、これから合併処理浄化槽にしたい人もすでにしている人も、市に任せれば維持管理の手間もかからなくなるんだね。

そうなんだ。それに市が維持管理をすることで、保守点検や清掃に加え、法定検査もきちんと行われるから、今まで以上にきれいに処理された水を流せるんだよ。

自然環境を守り、川や海をきれいにするために、これからもみんなで合併処理浄化槽をどんどん増やしていくことに協力しなくちゃね！

合併処理浄化槽に対する助成制度など

単独処理浄化槽などから変更する場合

単独処理浄化槽などから合併処理浄化槽に変更する場合

単独処理浄化槽撤去費に対する補助	・・・ 9万円
変更に伴う配管工事費に対する補助	・・・ 6万円

くみ取り便槽から合併処理浄化槽に変更する場合

変更に伴う配管工事費に対する補助	・・・ 6万円

市・県民税非課税世帯の人

市・県民税非課税世帯の人は、宅内排水設備工事に係る費用の 1／10（限度額3万5千円） が助成されます。

融資あっせん制度

単独処理浄化槽などから合併処理浄化槽への変更に伴う宅内排水設備工事、水洗トイレ改造、くみ取り便槽および単独処理浄化槽撤去工事に係る費用について、市の指定金融機関から融資あっせんを受けることができます。

融資限度額	最高100万円
償還期間	最高60カ月
利率	年1％

市営浄化槽事業の内容や申し込みなどについて詳しくは、本紙8～9ページでも紹介しています。ぜひご覧ください。